

テレホンクラブ等営業のための自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する事務処理要領の制定について（概要）

（令和5年9月13日 鹿人少第237号）

本通達は、公安委員会に対する自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する事務処理を迅速かつ適正に行うため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 届出受理時の事務処理要領
- 届出済証の交付
- 台帳の整備

等である。